

本議事録は、発言者全員の確認をとったものではありません。

第4回 統合本部合同記者会見（保安院第119報）（平成23年4月28日）（未定稿）

○細野統合本部事務局長 本日も、この会見に御参加をいただきましてありがとうございます。また、この会見を見ていただいているすべての方に御礼を申し上げます。

今日、私からは福島第一原子力発電所の事故対策におけるリモート技術、遠隔操作可能機器の説明について御紹介をさせていただきますと思います。資料はつけておりますので、そちらを御参照ください。

現在、福島第一原子力発電所には主に3種類、瓦れきの処理、環境問題、注水等の作業における作業員の被曝線量の低減などの目的にロボットの導入を進めております。

その3種類というのは、第1に遠隔操作による無人化重機、第2にモニタリング用の内外の小型ロボット、第3に注水のためのコンクリートポンプ車の遠隔操作化の3つでございます。

本日は、この3つをそれぞれ分けて御説明を申し上げます。

1ページをめくっていただいて、2、3ページでございます。屋外の瓦れき撤去作業においては、日本製のものを中心に無人化重機を導入しております。

使用されている重機でございますけれども、コマツ製の油圧ショベルが3台、クローラダンプが2台、日立建機製のクローラダンプが1台、キャタピラージャパン製の油圧ショベルが1台、ブルドーザーが1台となっております。

こうした無人化重機でございますが、大成建設、鹿島建設、清水建設の3社の共同事業・ジョイントベンチャー事業として実施をされております。約30～40人の運転、専門的な技術を持っている人員がおりまして、そういった方々が活躍をされているということでございます。

被曝低減のために鉛マットで覆われている操作車を使って、150m以上の距離、最大2km程度離れた距離から遠隔操作が可能となっております。

これは連日報告していることでございますけれども、これまでコンテナ59個分の瓦れきの撤去を終了しております。昨日の時点ということでございます。これによりまして、徐々に作業環境そのものの改善がなされている状況でございます。

続いて、4、5ページをごらんください。モニタリング用の小型ロボットにつきましては、幾つかの種類のものが既に投入をされている、もしくはこれから投入が予定をされております。

まず、米国のアイトロボット社製のバックボットを用いて、1～3号機の建屋内部の線量などのモニタリングを既に行っております。

次に、米国のエネルギー省からの提供を受けたキネティック社のタロンというロボットにつきまして、5月上旬から現場の状況を見つつ、同じくモニタリング、更には線量のマップピングというものに活用する予定でございます。

これに併せて、独立行政法人日本原子力研究開発機構が開発しているロボット操作車を投入予定であります。

具体的に申し上げますと、先ほど御説明申し上げたタロンの操作を後方からするということであるとか、ガンマカメラによりまして遠方から放射線量についてはかることが、この操作車によってできるということです。

操作車が運ばれたい環境で、今、申し上げたロボット操作が可能になりますので、さまざまな用途が考えられるのではないかと考えています。

今のロボット操作車については6ページに書いてありますが、チームジャパンと銘打ちまして、どうしても前線でやっているタロンなどのロボットが注目されるわけでありませぬけれども、こうしたバックアップ体制がないとロボットは動きませんので、是非、皆さんにこうした活動があるんだということを知っていただきたいと思えます。

最後に日本製のロボットのございますが、千葉工大、更には東北大学などが共同開発したクインズというロボットが活用される予定であります。

こちらのロボットですが、ロボカップ世界大会の運動性能協議会で2回の優勝を果たすなど、高い操作性が特長となっております。したがって、屋内の狭い箇所やなかなか整備をされていない場所での活用に向けた検討を進めておられまして、モニタリングなどについて現場の状況に応じて投入を目指していきたいと考えております。

資料の10、11ページをごらんください。最後に、使用済み燃料プールの注水作業に利用しているコンクリートポンプ車。もうさまざまな名前をつけていることは皆さんも御存じだと思いますが、これについて説明させていただきます。

被曝の一層の低減、厳しい放射性環境下での継続的な放水を行うためにはこの無人化も極めて重要でございます。早期の実現を目指してまいりたいと考えております。

ドイツのプッツマイスター社のコンクリートポンプ車3台につきまして、東芝、日立製作所、三菱重工、三菱扶桑の協力の下、プーム操作、注水作業の遠隔化、更には監視映像の伝送などの無人化の改造を現在行っているところでございます。既にかんがりの段階までできております。

5月以降、順次現地への搬入を行って運用開始を予定しております。

こうしたロボット操作、特に米国製のロボットについての操作でございますけれども、米国側からの情報提供や技術提供を受ける中で、東京電力、更にはメーカーの皆さんの技術力に対しては高い評価をいただいております。

ロボット操作というのは極めて高度な技術が求められますわけでありませぬけれども、日本の技術者が早期にこの技能を修得して現地で活動につながっていることについても、是非、皆さんに知っていただきたいと考えております。

以上、申し上げてまいりましたとおり国内外の英知と技術を結集いたしましたして、作業員の被曝低減を目的として、危険な作業の遠隔化操作を行うことによりまして事故の収束、具体的に申し上げますと、道筋・ロードマップの中で言うならば冷却機能の回復、更には建屋の補強などにこれらの技術というのが非常に大きな貢献をしております。

今後とも現場の状況に的に対応する形で、更にこうしたりモニターコントロールの技術を投入していきたいと考えております。

最後に、私、今日は30分ほどで本会議に行かなければなりませんので一度失礼をいたします。ただ、会見が続いているようであれば本会議終了後こちらに戻ってまいりますので、是非、その点は御容赦いただけますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○司会 続きまして、本日の説明に入らせていただきます。

まず冒頭、事務局長より説明がありました福島第一原子力発電所事故対策におけるロボットの活用につきまして、東京電力より説明します。

次に、環境モニタリングの状況につき、東京電力、文部科学省から説明し、原子力安全委員会よりコメントをいただきます。

最後に、各プラントの状況について東京電力から説明します。

質疑はその後とさせていただきますのでよろしく御願いたします。

それでは、まず福島第一原子力発電所事故対策におけるロボットの活用についてです。東京電力より御願いたします。

○松本氏 東京電力の松本でございます。よろしく御願いたします。

細野事務局長からのお話でございますので、重複しないように御説明させていただきますと思います。

ロボットのうち、瓦れきの撤去とコンクリートポンプ車につきましては、これまでもいろいろな場面で御紹介させていただいておりますので、本日は特に環境モニタリングのシステムにつきまして詳しく詳しくお話ししたいと思います。

4ページをごらんください。

こちらは、日本原子力研究開発機構さんにおいて開発が行われた遠隔監視装置でございます。この台車の中にガンマカメラというものを設置いたしましたして、遠方から対象物の線量が可視化できる装置でございます。

計測距離は、およそ10mから100m先のもので、こういった画像処理が可能となっております。

真ん中のところにイメージ図がございますけれども、赤外線サーモグラフィでカメラに映る物体の温度の分布を示すような形と同様な仕組みでございます。γ線を強く出しているところが赤く写ることから、複数の瓦れきを一度に撮影した上で、対象となる撤去すべき線量の高い瓦れきが一目瞭然とわかるシステムでございます。

これまでは放射線管理員が現場に行きまして手作業で測定したところが、遠方から

ら監視ができるというシステムでございます。

このガンマカメラの製造メーカーさんは米国のA I Lという会社でございます。日本原子力研究開発機構さんが緊急時に備えて保有していたものを、今回使わせていただいたということになっております。

続いて、ページをめくっていただきました7ページになります。こちらはタロンということで、自動線量マップつきのロボットでございます。

これは、皆様方には右下に書かれております福島第一サーベイマップということで、現場の作業環境については、こういった作業へ移るそれぞれの場所の線量がどれぐらいあるのかということ、こういった地図の上で落とし込んで行って作業環境を見ていただくでございますけれども、今後はタロンにGPSの機能と線量を測るセンサーを運動させることによりまして、いわゆる自分がどの位置でどの線量を測ったのかということ、自動的に地図上に落とすということが可能になると考えております。

この装置を使いますことで、現時点では人間によります線量分布の測定といったものが、タロンが自動走行することによりまして、現在の位置とそここの線量がきめ細かく把握できることをねらっております。こういったことによりまして、現場の作業環境の改善、省力化といったものが図れるのではないかと考えております。

ほかにつきましてはこれまで御説明したところと重複いたしますので、私の方からは以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○司会 続きまして、環境モニタリングに関する説明となります。まずは、東京電力からモニタリング結果について説明いたします。

○ それでは、お手元の資料の中から「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果」をごらんください。「34報」と書いた資料でございます。こちらは福島第一原子力発電所の西門、それから、福島第二原子力発電所のモニタリングポストの1番という箇所のダストの状況を毎日測定しているものでございます。分析結果は、セシウム134、137、ヨウ素131につきまして分析を行っております。

ページをめくっていただきます。2ページ目より測定値を書かせていただいておりますけれども、福島第一の西門でございますが、揮発性のヨウ素、粒子状のヨウ素ともに 5.1×10^{-6} 、 4.7×10^{-6} ということで、空気中の濃度限度に対する倍率は0.05倍が最大値となっております。

3、4ページに同じく福島第一のダスト核種分析結果、それから、福島第二のダスト分析結果ということで検知結果を記載させていただいております。若干ではございますが、少しずつ下がってきているのではないかと考えております。

もう一つは、海の海水の放射性物質の分析結果でございます。資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について」ということで、サブタイトルが「第36報」となっているものでございます。

こちらの検出結果につきましては、ページをめくっていただきました2ページ目に沿

岸部の添付資料をつけさせていたいただいております。

傾向として大きく変化はございませんけれども、左から2番目、福島第一の5、6号機放水口北側30mの地点でございませぬけれども、セシウム134で昨日の14時10分に採取したものが 2.0×10^{-1} ということで、水中の濃度限度に対する倍率が3.3倍という状況になっております。

経時変化につきましては4ページ目以降、それぞれの現地地点でのサンプリング結果につきまして記載させていただいております。

海の方につきましても経時変化の様子を見ておりますと、少しずつ下がってきているという状況でございませぬ。特に福島第二側の方につきましては、放射線の濃度限度にほぼ近くなってきたと考えております。

沖合の地点につきましては悪天候の結果、昨日は採取されておられません。

空気と海水のモニタリング結果につきましては以上でございませぬ。

○司会 次に、文部科学省からの説明でございませぬ。

○文部科学省でございませぬ。

お手元に「環境モニタリングの結果について」ということとお配りをしております。

今回も経時的な調査の結果の御報告ということになりますが、全国レベルのもの、都道府県別の環境放射能水準調査、経時降下物の調査、上水、あとは大学の協力により、空間放射線量率、これが全国レベルのものでございませぬ。

あと、福島第一原子力発電所から20km以内のものということで、空間放射線量率の測定結果、積算線量の結果、ダストサンプリングと環境試料・土壌モニタリングの結果、福島県で実施された緊急時環境放射線等のモニタリング実施結果ということとでございませぬ。

本日お配りしている資料の中では、従来と比較して大きな特徴があることがないかと思っておりますが、このデータにつきましては原子力安全委員会が評価をいただいているという状態です。

簡単にございませぬが、以上でございませぬ。

○司会 それでは、環境モニタリングの最後でございませぬが、原子力安全委員会から環境モニタリング結果の評価についてコメントをいただきます。

○原子力安全委員会でございます。環境モニタリングの結果の評価についてでございます。4月27日に文部科学省から公表されたものに対する評価でございます。

空間放射線量については特筆すべきことはございませぬで、全国的に全国聴取不能かと思っております。

空気中の放射性物質濃度につきましては、4月25日に採取された20km以内の試料の測定結果につきまして、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137はいずれも検出ができていないレベルでございませぬ。

環境試料につきましては、4月25日に採取された海水の中で、今回初めて中層レベルについて評価をいたしました。聴取不能 レベルでございませぬ。

都道府県別環境放射能水準調査については、特に特筆すべきところはございません。

以上でございます。

○司会 続きまして、各プラントの状況についての説明でございませぬ。東京電力から説明いたします。

○ それでは、福島第一原子力発電所の状況で御説明させていただきます。

お手元の資料のタイトル名といたしまして「福島第一原子力発電所の状況」ということで、A4縦書きの1枚物をごらんください。

まずタービン建屋の地下のたまり水の処理の状況でございますけれども、2号機のタービン建屋のたまり水に関しましては、継続して集中廃棄物処理施設の方への移送を進めております。

今日の午前7時の段階で、プロセス主建屋の増加量といたしましては、1,055mmという状況でございます。

また、トレンチ立坑の水位といたしましては900mm、タービン建屋の水位といたしましては小名浜ポイントを基準といたしまして3,100mmという状況でございます。

こちらにつきましては、会見終了時に最新のデータを皆様の方に御提示させていただきますと思っております。

2号機の取水口付近からの放射線物質を含む液体の海への放出につきましては、特に大きな作業を行っておりませんが、後ほど別の資料にて海水の分析結果について御報告させていただきます。

1号機の格納容器への窒素ガスの投入でございませぬが、4月7日から継続して実施しております、本日11時の段階で格納容器の圧力といたしまして120.1KPa、密封入量といたしまして約13,900m³という状況でございます。

海水中の放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので省略させていただきます。

裏面にいさまして、使用済み燃料プールの注水と放水の実績でございます。

昨日の実績は、4号機に対して12時18分から14時1分、一時中断いたしました、14時32分から15時15分にかけては約85tでございます。

本日は、2号機に対して10時15分から11時28分にかけてまして、燃料プール冷却材浄化系のラインを使いまして淡水を注水してございます。中水量は43tでございます。

そのほか、原子炉圧力容器への注入の状況でございますけれども、1、2、3号機とも淡水注入中でございます、圧力容器の温度といたしましては1号機の給水ノズルが11時段階で106.6℃、圧力容器のボトムで96.8℃でございます。

2号機につきましては、給水ノズルで11時の段階で119.8℃、3号機につきましては11時の段階で圧力容器のボトムで109.4℃という状況でございます。

それから、昨日の10時2分以降、1号機に対しましては従来の注水量が6m³/hでござい

いましたけれども、 $10\text{m}^3/\text{h}$ で注水をしております。24時間を経過しておりますけれども、引き続きドライウエルの圧力等を監視しながら $10\text{m}^3/\text{h}$ にて注水を継続している段階でございます。

その他の項目でございますが、飛散防止剤の散布状況でございますけれども、本日5号機の山側のり面等に約 $4,540\text{m}^3$ の散布を行っております。

また、遠隔操作によります瓦れきの撤去につきましても継続実施中でございます。

そのほか、電線の強化工事等につきましては継続実施中という状況でございます。

本資料につきましては以上でございます。

続きまして、放射性物質のモニタリングの状況を御報告させていただきます。

まず、資料のタイトルといたしまして「福島第一原子力発電所2号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出について」ということで、サブタイトルが「続報 24」になっている資料でございます。

こちらは4月2日以降、高濃度の放射性物質を海に放出されたということがございまして、それ以降の海の放射性物質の濃度を継続監視しているものでございます。

4月6日に止水工事は終わりましたが、その後の状況について御報告させていたさせていただきます。

ページをめくっていただきますと、2ページ目に各サンプリングポンプでの分析結果を載せております。

左から3列目に、福島第一2号機、スクリーン、海水、シルトフェンス内側というところがございすけれども、この部分が漏水箇所より一番近かったところでございます。

ヨウ素 131 で 6.3×10^1 ということで、水中の濃度限度といたしましては $1,600$ 倍という状況でございます。

経時変化につきましては3、4ページ以降に書かせていただいておりますけれども、特に4、5ページにあります2号機バースクリーンの海水放射能濃度ということで、シルトフェンスの内側と外側のグラフでございすけれども、昨日まで2日続けて上昇傾向にございましたが、本日の測定結果はこういった形で少し減少しているということでございすので、この上昇につきましては日々の偏向の範囲内ではないかと考えております。

したがって、新たな高濃度の汚染水がどこから漏出していることではないかと考えております。

本資料につきましては以上でございます。

続きまして、資料名で申し上げます「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について」を ごらんください。

こちらは、タービン建屋の地下に高濃度の汚染水がたまっているということに鑑みまして、毎週水曜日測定しているものを、その翌日に分析結果といたしまして御報告させていただきます。

2枚目に分析結果を載せていただいておりますけれども、左から3列目に2号機の

サブドレンの分析結果がございす。ヨウ素 131 で 3.9×10^2 ということで、こちらの方が量としては一番多いという状況でございます。

3ページ以降に各1号機から構内の深井戸までサンプリングの経時変化の方を記載させていただきます。日常的な変動の範囲内と思っておりますけれども、上がり下がりがあるとい状況でございます。

こちらに関しては以上でございます。

そのほか、本日は飛散防止剤の確認結果ということで資料をまとめております。

こちらの資料をごらんください。タイトルは「飛散防止剤の確認結果」ということで、これまで4月1日より、屋外の瓦れき、あるいはほこりといった形で建屋の周辺に放射性物質がかなり飛散しております。そういったものが今後、天候等によりまして拡散していくことを防止するために飛散防止剤をまきまして、一時的に固めるような試験散布を実施しておりますが、26日以降、本格散布に移りましたけれども、その試験結果がまとまりましたので皆様の方に情報提供させていただきます。

まず1枚目でございますが、試験した項目は7種類でございます。

「まきむらの確認試験」「固化状態の確認」「散布前後の線量確認」「電気品への影響確認試験」。

5つ目に「飛散防止剤混入時における燃料棒伝達性能の評価試験及び放射線照射の影響確認試験」。

6つ目に「原子炉建屋外壁・鉄骨部への付着性確認に関する試験」。

7つ目に「遠隔操作クローラダンプによる散布の試験」という7項目につきまして確認が行われました。

いずれも良好な試験結果が得られておりますけれども、ページをめくっていただきますと、それぞれの試験の内容と確認結果について御紹介させていただきます。

まず、まきむらでございすけれども、こういった写真にありますとおり人間がまいります、ちゃんとむらがないかということにつきまして確認を目標で行っております。

2つ目でございますが、固化状態の確認ということで、固まっているものがないかというようにございす。2日後、6日後、12日後というところで試し掘りを行いますと、きちんと固化しているという確認を行っております。

3つ目でございますが、散布前後の線量確認試験でございますが、こちらは散布前後の線量値に変化がないことを確認しておりますけれども、勿論、この散布によりまして、いわゆる遮へい効果を期待しているものではございす。ほこり、あるいは風等によって放射性物質が飛んでいかないうようなこととございすので、ある程度の変化がないということは当然の結果であろうと思っております。

4つ目が電気品への影響試験でございますが、こちらは飛散防止剤が屋外に設置しております電気品の中に入り込んで影響を与えないかということとございす。分電盤、ポンプ、電動機、ケーブルにて構成した状態に噴霧いたしましたして、絶縁等の劣化がないとい

うことを確認いたしましたしております。

ページをめぐっていただきました。5つ目が飛散防止剤混入時における燃料棒伝達性能への評価試験でございます。こちらは、今、原子炉の使用済み燃料プールの上の方が開いている状態でございますので、プールの方に混入した飛散防止剤が燃料に影響を与えないかということを確認いたしております。

こちらは飛散防止剤の属性、それから、被覆管への付着の状況、固化の状況、そういったものが燃料棒についた場合の電熱性能、聴取不能流動性に及ぼす影響等を確認させていただきます。

6つ目の試験が、原子炉建屋外壁・鉄骨面への付着性ということで、単に水平面ではなくて、いわゆる縦の垂直面のところにきちんとつくかどうか、それから、鉄骨といったものにもきちんとつくかどうかにつきまして試験散布を行いました。問題ないということを確認いたしております。

最後に、現在も実施中でございますが、7つ目の項目といたしまして、遠隔操作によりますクローラダンプによります散布の試験ということで、新しくクローラダンプに監視カメラと放水銃をつくりまして試験散布を行った結果、きちんとままとけることを確認いたしました。

こういったことを踏まえまして、今後、本格散布に実施していくということでございまして、現在3、4号機の海側の散布を行っております。

お手元の方に参考資料配付ということで、福島第一の聴取不能 いただいたいておりますけれども、現時点でのオレンジ色の部分の4月27日までということに散布の実績が書かれております。

今後、この建屋周りの黄色いところ、ピンク色のり面、水色の平地の部分に対しまして飛散防止剤を散布していきたいと考えております。

その他の資料でございますけれども、福島第一原子力発電所のプラント関連のパラメータ、モニタリングポストの測定結果につきましては、データ資料として皆様ごらんくださいと思います。

それから、参考資料といたしまして、本日、福島第二原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更可申請を行っております。こちらは福島第二原子力発電所に対しまして、原子力安全・保安院様の方から、以前、宮城県沖地震、東北電力の東通原子力発電所で発生した外部電源の喪失事象に伴いまして、非常用ディーゼル発電機の保安規定上の取扱いに対する変更をするようにという指示がございましたので、それを受けて変更申請を行ったものでございます。

私からは以上になります。

○司会 保安院からのプラント状況を踏まえたコメントでございますけれども、大きな変化はないということでございまして、ここでのコメントはなしということにさせていただきますければと思っております。

以上で説明は終わりました。これから質疑に入りたいと思います。

(発言の途中より録音あり)

○記者 そこに住んでいる人の利益と被曝を受けることの被害を考慮して、最大限そこに住めるというのが20mSvであって、健康被害がないなんていうことは1つも書いてないと思うんですけども、健康被害がないという説明を今後も続けるおつもりなのかどうかを聞きます。

○ 20mSvの関連につきましましては、出発点としてそういうものから出発して取り組むということが必要なのでございます。

勿論、今、御指摘のように健康の管理という観点からはできるだけ低くする、合理的な限り抵抗 することが求められているわけでございまして、これは的を射る努力をしております。20mSvからスタートする段階でできるだけ低減する努力をしてほしいということをお願いいたします。

○記者 済みません、努力をしても被曝は続くんですね。ですから努力でなく、いつまでに具体的にこういう数値以下にしようとか、そういう数値目標というものをきちんと示さないとか全く意味がないと思うんですけども、いかがですか。

○ 私どもは2週間に1回以上の頻度で文部科学省からモニタリング結果の報告をもらうということにしております。まだ1回目のもはもらっておりませんが、その報告を受けて、内容を見て、評価をして、また必要ならば助言をしていきたいと考えてございます。

○記者 その助言というのをどういうレベルで与えるかというのを、今の段階で考えないまま許可しているんですか。つまり、何日後にこうなるか、何か月後にこうなるか、そういう一定の基準を決めた上で許可したのではないんですか。学校の校庭で遊ぶことはそんなことを決めないで許可したんですか。その数値の状況を見るだけなんですか。

○ 私どもが文部科学省に対して許可するという立場ではなくて、あくまで助言をする立場でございます。文部科学省から助言を求められて答えを返したという位置づけでございます。

勿論、現在の状況から、逐次またモニタリング、環境の状況は変わっておりますので、それを的確に把握をして、また、対象の方にはボケット線量計で線量をきちんとするとしようという努力をして取り組んでほしいということを求めているわけでございます。

○記者 ですから、具体的な目標の数値を決めていないんですか。つまり、それは許可でなくてアドバイザーでもいいです。そういうアドバイザーをしていないんですか。いつまで聴取不能 この20mSvというのは本来そうすべき数値ではないんですか。

○ そういう具体的なことはこの状況では申し上げにくいわけでございまして、できるだけいろいろな努力をして被曝を低減させることを努めてほしいと思っております。

○記者 申し上げにくいというのには低減しないと。そういう見込みがそんなにないからということですか。そこら辺は本当に無責任な発言だと思いますよ。

○ 決してそうではございません。この状況の中でいろいろ環境も変わってきますので、その環境の状況を的確に把握してどういうことに取り組んでいけばいいのかということとを文部科学省の方でよく考えて対応していただきたい。

私どもはそのモニタリングの結果を見て、またよく評価をしていきたいと思っています。○記者 最後になります。

恐らくこのやりとりを聞いている人は、全く不安が解消されていないと思います。保安院と原子力安全委員会の担当者の会見を至急行うべきだと思います。その方々と我々の具体的なやりとりに基づいて、もし変えられるのであれば速やかに変更するべきだと思いますので、その点だけ再度要求させていただきます。

○司会 それでは、ほかの方の質問に移りたいと思います。

○記者 前の女性の方と、真ん中の男性の方。

東電の方にお尋ねします。役員報酬について、総額ではなくて個別の額について教えてください。開示できないのなら、その理由をお願いします。

○ 私、原子力のエンジニアでございますので、役員報酬の関係につきましましては総額で、今、有価証券の取引所等で開示されていると思いますが、個別につきましましては開示していないと思います。開示されない理由につきましては、別途回答させていただきます。

○記者

今日、NEXCO 東日本の方に高速道路を早く開通させてくれるようにという書簡を送っていると思うんですが、この意図と内容について教えてください。

○ 東電が高速道路の開通を要望したということでございますでしょうか。事実関係を確かさせていただきますと思います。

○司会 ほかの方、いかがでしょうか。

では、この列の一番後ろの方と、そちらの二番目の後ろの方。白いワイシャツの方ですね。

○記者

先ほどの校庭の20mSvに関して安全委員会の方にお伺いしたいんですが、昨日の回答で、20mSvに関しては安全委員会の5人と専門委員の2人、全員それでOKと。適用、肯定できるという御回答だったように思うんですが、先ほど一人の方が違うというコメントを出していたことに関してお考えをお聞かせください。

○ 文部科学省から助言の要請がありまして、そういういった経過の中で検討して比較をいたしました。

この20mSvの関連につきましては、勿論、先ほどから申し上げておきますように、この枠組みの出発点としてこういうことで出発することは可能であろうと。その代わり、常に

下げる努力をしてほしいということで、先生方、最終的にそういう方向で文部科学省に回答することになっていただいております。

○記者 内容の説明ではなくて、昨日は7人全員がそれで肯定というお話をしたんですが、1人の方が違うというコメントを出しているそうなんですが、それに関してのお考えをお聞かせください。

○ そういう経緯がございますから、最終的には20mSvをスタートにしてやっていくということでございます。

○記者 わかりました。

そうすると、昨日の回答の7人全員というのは合っていないということになると思うんですが、文科省の方としてはそういう認識でよろしいでしょうか。どういう形で20mSvがOKという判断をされたんでしょうか。1人の委員の方が反対の意見をされているというのは御存じでしたか。

○ 正確には原子力災害対策本部から原子力安全委員会に助言を求めて、その回答をいただいたということでありまして、原子力安全委員会の委員の間でどのような議論が行なわれていたか、私は承知しておりません。

○記者 そうすると、細かい経緯であるとか、議論の内容であるとか、20mSvの根拠であるとかというのが文科省の方には伝わっていないともとれるんですが、よろしいですか。

○ もともと20mSvという案はこういう形で考えてということと、これは我々の方から考え方を示して、そこに助言をいただいたということとであります。

○記者 今のお話だと、文科省の方から20でいいかどうかという。それに関して安全委員会の方で。

○ そうでございます。これはICRP等の考え方に書かれているものに基づいて、そういう形でよろしいかどうかを文科省が原子力災害対策本部を通じてお聞きしたという形でございます。この間の文書については、ホームページ上でも既に公開をしております。

○記者 そうすると、文科省さんは同じICRPの文章の2007年の勧告に関して、2007年から20人頭の審議会で、その内容が妥当かどうかという検討がされていると思います。

つい先ごろ中間報告という形で出ていると思うんですが、ICRPの勧告の109はその中の緊急時被曝状況に関するものだと思うんですが、今の中間報告の中では、計画被曝状況と、緊急時被曝状況と、現存被曝と、この3つの分類が妥当かどうかというのを合せて検討しているということなんですが、そのうちの緊急時被曝だけを抜き出してそれを適用させるというのはどういう考えでされたんでしょうか。審議会ですべての内容というのは反故になるということですか。

○ 現在の2007年勧告という形で書かれている内容に基づいて考え方を整理して、こういった助言を求めたという。

○記者 2007年勧告の審議会はまだ継続中だと思ふんですが、なぜ継続中のものの

中からそれだけを抜き出してやられたんですか。そういうのは可能なんですか。

そうすると、今後この審議会に対してはやってもしょうがないととれるんですが、審議会のメンバーの方々はそれで納得されているんでしょうか。

○ それはICRPの審議会。

○ 記者 2007年勧告の審議会に関して。

○ 日本人の方の。

○ 記者 はい。20人弱の審議会のメンバーがいると思うんですけども。

○ ICRPそのものの話なのか、日本の放射線審議会のお話なのか。

○ 記者 放射線審議会の話です。

○ 私の理解では、確かに国内の取り入れについての議論をしていたと思います。ただ、今回はICRPそのものがありますので、こういう事態が発生しているわけじゃないんです。ICRPの勧告の方からお聞きいたしまして、学校の災害ということでございまして、至急に結論を出す必要があったということで、原子力災害対策本部を通じて原子力安全委員会に意見をお出しして、意見をいただいで、提出させていただいてということになります。

○ 記者 とりあえず、その2007年勧告に関しての審議会では、これ以上は審議しないという判断になりますか。

○ 放射線審議会の状況についても、改めてどういう検討を続けていくかは確認していきたいと思えます。

○ 記者 お願いたします。

○ 2点お伺いさせていただきます。

最初に文科省並びに保安院にお伺いしたいんですが、これはロボットの関係なんです。前半に聞くべきだったんですが、遅くなって済みません。

たしかJCOの事故を教訓にロボットの開発というのを以前、続けていたと思うんですが、今はそれがどうなっているのか。いつまで続けて、いつやめたのか。今、その成果はどうなっているのかを教えてください。

○ 西山審議官 まず原子力安全・保安院の方からお答えいたします。

確かに経済産業省ではJCOの臨界事故の経験を踏まえまして、1989年から2000年度において原子力防災支援ロボットというものの開発を支援いたしました。この事業で開発されたロボットは、屋内における弁の開閉などの作業に使用することを想定したものであります。

今回の福島事故への対応におきましては、現在、瓦れきが散乱している場所を含めて、屋内外におきまして放射線量その他の環境をモニタリングすることを目的として、比較的小型で走行性に優れた遠隔操作が可能なロボットを活用してきていますと認識しております。こういう形で、その事故の状況に応じて、事故の対応とか復旧作業の内容に合わせて、必要に応じて最適なロボットの活用を検討していくべきものと考えております。

○ たしか文部科学省においてもロボット等の開発をやっていたかと思えます。少し正確な情報を確認したいと思って、また御説明をしたいと思います。

○ 記者 そうしますと、終わってしまっただけの研究ですけども、今、そのロボットがどうなったかわかりませんが、例えば進捗状況に応じてはそういうものを導入することもあるということがあるんでしょうか。

○ 西山審議官 そうでございます。

具体的にどんなことをやったかといいますと、JCOの事故を受けまして、1999年の第二次補正予算におきまして、防災関係者が聴取不能の中の防災活動を安全かつ的確に行うことができるように、対放射線能力に優れた遠隔操作ロボットを開発するという事業をやりました。

具体的には作業を監視することを支援するロボットとか、あとは作業の重さが軽いか、中ぐらいか、重量物を運ぶか、そういうことに応じて開発をいたしました。

○ 記者 こういうときこそ使えるべきロボットだと思っただけですけども、その後、なぜ続けられなくて、あつという間に終わってしまったんでしょうか。

○ 西山審議官 その時点で研究を終わらして、今、試作の段階には至っていると聞いておりますけれども、今回は、今のところ適用するような状況ではないということです。

○ 記者 ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、これは東電さんにコメントしていただきたいんです。プラント関係と若干違うのであれかもしれませんが、今日、損害賠償の一次指針がまとまったわけなんですけれども、どういう形で支払うつもりでいらっしゃるのか、具体的な方法ですか、手付方法等は、今、どういうふうにお考えでしょうか。

○ 本日、損害賠償紛争審査会が開催されました。一次指針が出たということは承知しております。こちらにつきましては、今回の賠償に当たりましての基本的な損害賠償の仕組みが示されたと考えておりまして、今後、指針の中身をよく分析いたしましてやっしていきたいと考えています。

○ 記者 具体的な方法等は、まだ何もわかってない。

○ 本日出たばかりでございますので、今後、対応について考えていきたいと思っております。

○ 記者 わかりました。ありがとうございます。

○ 司会 ほのかの方、いかがでしょうか。

では、一番前の方と後ろの列の真ん中の方。

○ 記者 2点お伺いします。

最初に先ほどの浜岡の件なんですけれども、保安院の評価前に再開の方針を発表していることについて、安全委員会にも意見をお願いします。

○ 先ほど保安院の方から私のところに、安全委員会のチェックはこれからであるということでございます。そのチェックの上で、したい したい ことと考えております。

中部電力の御発表は中部電力の判断でされたものかと思いますが、その事情は図りかねます。

○記者 もう一つ、東京電力にお願いいたします。

先ほど、コンクリートポンプ車の遠隔操作によって作業員の被曝量が10分の1になるという話がありましたけれども、ほかのロボットについてはそれぞれなのか、全体なのかかわからないんですが、どれぐらいの線量を軽減できると考えていますでしょうか。

○ その辺の効果はまだ正式に評価できておりません。

少なくとも、最近御提示させていただいた線量マップをつくるということだけでも、放射線管理員が現場の作業の際に合わせて現場に行つて被曝しながら線量を測定してきておりますので、そういった作業が今回、タロンによりまず遠隔監視ができることで、基本的には激減していくものかと考えています。

○ 記者 。松本さんに質問です。

先ほど、5年間250mSvで大丈夫だという発言があったと思いますが、浜岡原発で労災認定を受けた嶋橋伸之さんという方が18歳から9年間働いて、彼の放射線被曝量は50mSvだったということをおっしゃるのでしょうか。年間5.62mSvだったということをおっしゃる中で、先ほど大丈夫だとおっしゃるかということが1つ。

似たような質問ですけれども、やはり被曝の放射線量について、保安院さんもしくは安全委員会の方に質問なんですけれども、先ほど来、20mSvに関して下げる努力をしますと、この土壌について言っていたと思うんですけれども、下げることは人間の方が動けばいいわけでありまして、なぜその努力をしないのかということをお答えください。

また、科学技術庁の委託調査で平成2年度から現在に至るまで約22年以上ですけれども、疫学調査をやっています、その結果というのは御存じだと思ふ方ですけれども、その疫学調査の結果から、20mSvというのは被曝しながら労働をしている方にとってどういう健康被害があったのかということを知っています、今の状態なのか、それとも御存じないのか、まずそれについてお答えください。

○ それでは、東京電力の方から回答させていただきます。

私、嶋橋様のそういった事例の具体名までは存じ上げておりませんが、いわゆる、労災の認定の際に250ですとか100mSv未満の方でも労災の認定がされているということは存じております。

したがって、今回のケースで健康上の問題がないということをおっしゃっているわけではなくて、今回、基準が事故時の緊急時の被曝として250mSvではございますが、一方、通常の管理としては100mSvが5年間ということと、年間50mSvというのは別枠で管理しないという問題として働けないということもございまして、そういった面では、文科省とか、厚生労働省さんとか、保安院さんとかよく相談させていただきたいと考えています。

○ 記者 嶋橋さんは白血病でお亡くなりになっていらっしゃいます。250とかではなくて、50mSvであるという認識をまずしっかりと持って勉強していただきたいと思ふいます。

それから、250という高い放射線量を労働者に強いるという破局的な状況になっていて、そういった殺人的なことを強いるような事態に陥っているということの認識を、今、どのように考えていらっしゃるのか。本当に深刻に受け止めていらっしゃるのかというところが全く伝わってこないの、その辺の認識をもう一言お願いします。

○ おっしゃるとおり、今回の事故の収束に当たりましては、こういった高い線量の中での作業になっているということに関しては、事故を起こした当社といたしましては誠に申し訳ないと思っておりますし、それはいいまでも事故の収束のために頑張っている社員、労働者の作業の方々がいらっしゃるということも十分に認識しております。

したがって、こういった方々に対してはできるだけ少ない線量で作業していただけるよう被曝の管理についてはしっかりとやっていくとともに、被曝低減のための必要な処置を講じていきたいと考えています。

○ 二番目の質問はだれに。

○ 記者 保安院さんと安全委員会、よろしくお願いします。

○ 西山審議官 原子力安全・保安院です。

今回、何としても原子力発電所の状況をおさめなければいけないということで、そこについてどうということまでなら働いている方々への。

○ 記者 済みません、保安院さんと安全委員会の方には労働者の被曝のことではなくて、福島県の学校の利用の判断についての20mSvの問題で、その20mSvという状況がどういう状況かということをお聞きしたいです。疫学調査の結果が20年分出ていますので、それは昨日、厚生労働省の記者クラブの方で勉強会という形であつたそうです。

ちなみに、その勉強会で公表された資料は公表しておりませんが、ようやく今日、そういうものがあることがわかって要求しましたところ24時間遅れでフリーランスの私に届けてくださるということで、これはフリーランスとか記者とかだけではなくて公表するべきものだと思ふので、保安院さんの方から厚生労働省のホームページに疫学調査の結果を公表するように御指導いただきたいんです。

そういうことも併せてよろしくお願いします。

○ 疫学調査と申されたのは、先ほど科学技術庁が平成2年度から始められていたということでお聞きされたものでございましょうか。

○ 記者 そうです。

○ それにつきましては、多分、引き継いでいるとすると文科省だと思ふますが、確認しておきたいと思ふます。

○ 記者 ということは、そのことは御存じなく、今の状態があるということでしょうか。

今の疫学調査は財団法人放射線影響協会というところが出しているものです。

○ 確認いたします。

○ 文部科学省から、学校の基準につきまして20mSvということについてどうかという助言の要請がありました。

私どもは文部科学省が 聴取不能 それから、学校をいろいろ大きな大きな負担なく運用を続けるということ、そういう全体のことを考えて 20mSv ということを考えて持ってきたものと受け止めております。

原子力安全委員会としては、20mSv につきましてはそれを出発点として、そこから低減の努力をすることを文部科学省にお願いをし、そのためにモニタリングの報告等を求めたいということでございます。

○記者 では、安全委員会として、疫学調査の結果について精査していないということであるよろしいでしょうか。

○ 私は調査の結果そのものは承知しておりませんが、安全委員会の中でいろいろ聴取不能 の観点から言及をして文部科学省に助言したものでございます。

○記者 済みません。最後にもう一回確認だけです。

先ほど言った7名の方にはこういう疫学調査の存在は伝えてあるんでしょうか。

○ 直接その報告書そのものを言及したということはいいんですが、放射線濃度の影響の観点から検討をして、文部科学省に20mSv という助言を求められたことに対して意見を申し上げたという状況でございます。

○司会 次の質問をお願いします。

後ろの方と、端の前から二番目の方ですね。お願いします。

○記者 荷物がいろいろあります。座ったまま失礼させていただきます。

質問を3つ、よろしくお願いたします。

1つ前の質問で、労災関係とか被曝線量の関係がありましたが、そのやりとりを踏まえた上で、それでも作業員の造血幹細胞の採取・冷凍保存等は必要ないとお考えかどうか、まずこれをお聞かせいただけますでしょうか。

○ 現時点では、造血幹細胞につきましては250mSv を超えるようならなる被曝状況が予想されている場合には有効な手段だと思っておりますので、現時点では、まだ造血幹細胞を冷凍保存するということにつきましては検討等しておりません。

○記者 ありがとうございます。

ただし、造血幹細胞の冷凍保存等は、する方が望ましいという考えはお持ちかどうか。必要かというよりも、現時点では250mSv を超えるような被曝が予想される場合には、そういった用意をしていく必要があるかと考えております。

○記者 わかりました。あと2つ、よろしくお願いたします。

直接、原発周辺のことではないのですけれども、ある有名な社長が全国の携帯電話のショップで被曝線量を計測することを表明しております。東京電力で各地の支店とか営業所、発電所等でも同じような放射線量の計測というのは可能かと思うんですが、そういうことをするのは考えていらっしゃるのでしょうか。社長の発言で、いろいろとベストを尽くすということをおっしゃっていらっしゃいますけれども、どうでしょうか。

○ 携帯電話で被曝線量をはかるとい主旨がよくわかりませんけれども。

○記者 携帯電話のショップの店頭とかだと思っんですけれども、そういったところからイガーカウンターを置いて計測するという意味のようです。

○ 私どもの方では発電所の周辺 20km のところまでははかっておりますけれども、その他のエリアに関しては地域の自治体様の方がはかっているデータを参考にさせていただいております。

○記者 それは今後も変わらない方針ということでしょうか。

○ 現時点では私どもも支店等ではかるといよりも、自治体の方ではかっていた方が確かな数字ではないかと思っております。

○記者 わかりました。最後にもう一つだけお願いたします。

水棺作業中の1号機についてなんでも、事故防止のためにいろいろな想定ですとか検討をされた上での作業だと思っんですが、水棺状態のときに起こり得る最悪の事態と、その対応策をどのようにお考えかを教えていただけますでしょうか。

○ 水棺作業自体ということで申し上げれば、水位が上がっていきまので、いわゆる水素、基層部分のところが少なくなることがございますので、水素の分圧が上がらないようにすることが第一だと思っております。その辺に関しては現在、窒素を封入しておりますので、引き続き窒素の封入を継続していくようにござっております。

また、原子炉の水位を上げるといことにしましてのみならず、今後の大きな余震、津波に対しましては、今回の事故収束の上では最大のリスクだろうと思っております。

つきましては、耐震安全性の確保を早急に進めることと、もう一つは既に実施中がございますけれども、福島第一におきましても電源車とか消防ポンプ車の用意、必要なホース、電源ケーブル等の確保をしたいところでございます。

○記者 余り考えたくはありませんけれども、対策が失敗した、あるいは後手に回ったといったときの状況まで考えてはいるということではないでしょうか。

○ 後手に回っていますが、そういった装備を高台に置いて津波の影響をなくすとか、きちんと使える対応をとりたいと考えています。

○記者 わかりました。済みません、もう一つだけ。

メガフロートが、今、どこにあるか教えていただけますでしょうか。

○ 現在は横浜のメーカさんのところで点検を行っている最中でございます。

○記者 ありがとうございます。

○

松本さんに伺いたいんですが、作業員の被曝線量についてなんでも、今回については通常時の5年間に120mSv と別枠で扱いたいということなんですが、実際にこういうことが必要になるという理由を、これだけ困っているんですという辺りを具体的に御説明いただけたらと思っんですけれども。

○ まず一番大きな要因といたしましては、いわゆる原子力発電所で働いている方が

今回の緊急時の対応でも働いてくださっています。そういう方々は、今後、原子力発電所で緊急時の作業としては働かせませんけれども、柏崎とか、ほかの電力会社さんの職場に行った場合に5年間も働けなくなるといったことが一番大きな要因だと私は理解しております。

○記者 それはわかるんですけども、定量的に言ってこれだけの作業員の人数がまずあって、そのうちこれだけの人がもう現場に行ってしまうので、今後これだけ足りなくなってしまうとか、そういう話なのか。あるいは現場の作業員の方から、今後、私たちが働けなくなってしまうのではないかと、どうしてくれるんだとか、そういう話が出ているから個別の方への対応という意味で、今回の措置を考えているということなんでしょうか。

○ まだそこまで両者とも正確に把握しているわけではございませんが、今回のこういった措置を考えると250mSvの緊急時被曝と、通常時の5年間の100mSvという被曝をどう考えていったらいいのかなということについては、これまでこういった事例がございまして、考えなくてはいけないところがあるだろうということで検討を始めた段階のこととございまして、いずれにいたしましても、監督官庁でございまして厚生労働省さんと保安院さんの方によく相談させていただきたいと思っております。

○記者 そこをもう少し具体的に御説明いただかないと、実際に放射線のリスクというのはどこかに境目があって、ここまでなら大丈夫というものではなくて、線量が増えれば増えるほど一定の割合で増えていくというのが有力な説で、それを超えるということですから、一体どうしてそれが必要なのかということをもう少し精査して教えていただきたいんですけども。

○ です。ですから、線量に完全なしきい値があるということではございませんので、おっしゃるとおり、恐らく比例という形で線量が上がれば上がるほど健康に対する影響があるということはないと思っております。

したがって、人間の健康の面と、あるいは今回の制限をどう運用していくかということにつきましては、また私どもとしても制度の上ではこういったことができていかないかと考えておりますが、一方、健康面でどうだということもお話も十分あると思っておりますので、こちらの方につきましてもよく相談させていただきたいと考えています。

○ 今すぐ数字的なところを教えてくださいと言っても難しいかもしれませんが、もう少しそこから辺を整理して教えていただけたらと思います。

2つ目なんですが、これも松本さんに伺いたいんですけども、今日、午前の保安院の会見でシルトフェンズの内側の水について、何か循環して過するようなシステムを東電が考えているというお話が少し出たんですが、これはどの程度の程度の具体性がある話なのか、改めて教えてください。

○ 現在、高濃度の放射線物質を漏出した関係で、1、4号機側の防波堤の内側にはシルトフェンズを張っておりまして、外洋への漏えいを抑制するような防護策を講じています。したがって、御質問にあるとおりシルトフェンズの内側には、今回、測定いた

しましたけれども10'ですとか10°といたったヨウ素、セシウム等がございます。そちらにつきましては、ためておくともた漏えいしていくリスクがあると思っておりますので、何らかの形で処理をしたいと思っております。

その中で、今回は防波堤のところからポンプで中の水をくみ上げまして、ゼオライトというセシウムをよく吸着する装置を経由させて元に戻すという循環装置を、現在検討している段階でございます。

そういったところについて、今、まだ詳細に設計が決まっておりませんが、5月を目途に装置を入れていきたいとは考えています。

○記者 5月といふとかなり目の前に迫っていると思うんですが、実際の処理能力が1日当たりどれくらいあるとか、そういったこともまだ出ていないんでしょうか。

○東電 まだそこまで詰まっております。現在、吸着除去装置の設計と製作を進めている段階でございます。

○記者 どの会社、これ 聴取不能

○東電 こちらに関しては東芝さんをお願いしています。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 次、いかがでしょうか。そちらの2列目の真ん中の方。

○記者 2点お願いしたいと思えます。

まず1点目が、東電に ですけども、3月15日のお話ですが、2号機の圧力抑制室で爆発音が出たときに、作業員の方がこのときは50人を残して退避されたという話があったと思うんですけども、このところで正確に教えていただきたいんですが、まず、残りの方が待機された時間が何時ごろだったのかということ、50人という話と、70人が残ったという話があると思うんですが、一体どの人数だったのか。あるいは退避した方の人数は何人だったのか、どこに退避したのか、残った方の中に女性はいらっしゃるかどうか。退避した方がいつごろから戻り始めたのか、その辺教えていただきたいと思えます。

西山さんの方にお願いたしたいんですが、今、定期検査中に入っていて、起動の予定が遅れている原発が幾つか出ていると思うんですけども、今、やっていらっしゃる緊急安全対策の点検をされていらっしゃると思うんですけども、これが起動に対して十分な備えであるか判断されていらっしゃるのか。実際に、今、点検中のものを動かすおつもりなのか。動かすとすると、いつごろを目途に考えられているのか、その辺お考えを教えてください。

○東電 まず東京電力の方でございますが、2号機の圧力抑制室の付近で爆発音が出たということ、現場の中で、いわゆる復旧作業に直接といいますか、その時点で直ちに現場対応の者については退避するということが、それ以外の者は残るということになったというところがございますが、現在そういったところの時系列をまとめている段階でございます。て、一体何人の人間が実際に動いたのかということについては、詳細はまだ、よくわか

っておりません。したがって、その中に女子がいたのかというようなところですか、聞いてはもう一回確認させていただきたいと思っています。

退避先につきましては第二原子力発電所か、もしくはJビレッジの方だとは思いますが、その辺につきまはしは申し訳ございませんが、少し私どもの方の確認作業を進めたいと思っておりますので少々お時間をいただければと考えています。

○西山審議官 保安院の方から2番目の質問についてお答えいたします。今、確かに緊急安全対策については、定期検査のものについてもやっていたらいいと思います。この結論については検査官が立ち入り、具体的に立入検査を終えたところだと思えます。この結論については、今、私どもの方でまとめておいて「これで安全」というふうなきちんと言えるかどうかということ整理しております。

その上で、まず国としての考え方をまとめまして、それから地元で御納得いただけるかどうかということをよく確認した上で、その上で逃すのかどうかということになっていくと思えますので、そういう手順で今、起動できるのかどうか、いつごろになるかということをはつきり申し上げる段階ではございません。

○記者 先ほどおっしゃっていただけるところで、一度退避された方がいつごろ戻られ始めたのかというその辺がわからないので、あと、退避された人数なんかもわからないということですか。

○東電 私どもの方では把握できておりませんので、少しお時間をいただければと思います。

○司会 その次、いかがでしょうか。手を挙げられておられる方で最後ということではないでしょうか。

それでは、前の3人の方。後ろ、何人かおられますか。今、挙げておられる方。では、順にこちらの方からまいりますでしょうか。

○記者 西山審議官にお伺いしたいんですが、浜岡原発が、不安というものもあるんでしょうけれども、かなり全体にもう止めるという声がかかなり高くなっているように見受けられるんですが、一般論で結構なんですけれども、今までも耐震対策をとってきたというのには勿論知ってはいるんですけども、どういう対策をとっても想定外の事故が生じてしまって、これが安全確保ができないと判断した場合に、法的に保安院が運転再開を認めないという選択肢はあるのかどうか、これをお伺いしたいんですが。

○西山審議官 今、我々の考え方は、今回どう考えても想定外という地震に襲われて、福島についてはこういう今のような事態に陥っているわけです。ということは、想定外、今すぐにどう想定するかということはこれから議論しなければならぬ結論は出ないわけ、それよりもむしろ、先ほど申し上げたように、あらゆる電源、あらゆるというのには普段使っているすべての電源と冷却機能がやられてしまったと仮定して、ですから発電所が動かさないわけですが、福島の場合にはその後に更に 悪い事態 が起こってしまっ

わけ、そこを防げるかどうかということを確認すれば、まずは、また動かしていても、最低限止まった形であれば冷やしていくことができるということでは担保できるわけです。そういう考え方で、今、対応を指示しているわけですが、今回の福島のようなことは起こらないという考え方で、今、対応を指示しているわけですが、

その部分について今、確認をしていますので、まずはそれがきちんとしてという形でやるのかどうか、そこを確認した上で、それで十分と言えるのかどうか、地元やいろいろなところの判断があると思えますから、そういうことを聞いていきたいということ。ですから今、想定外のことが必要が残ってしまうから、それを法律上の権限で何か電力会社に制約を加えるかどうかということをもまだ考える段階ではないと。

○記者 済みません。質問の趣旨が伝わっていないのかもしれないんですが、担保できないと判断した場合、止めることは法的に可能かとお伺いしたんですが、

○西山審議官 それは可能だと思います。安全性が確保できなければ止められると思えます。

○記者 文部科学省と安全委員会の方にお伺いしたいんですが、学校のことについてなんですが、既に福島市などで年間 20mSv 以上になるおそれのある学校が出ていると思うんですが、既に出ていたような質問だったら大変恐縮ですが、これらの基準というのは計画的避難をする際の基準と同じだと思えますが、本当に屋外活動を制限するだけで大丈夫なんでしょうか。

○文科省 つきましては、いわゆる学校の中の生活、コンクリートの校舎の中にいる、そういうところを含めまして、我々の試算の中では20mSv になるうと。制限を 用いることによつて達しないだろうというふうに思えます。

○安全委員会 安全委員会の枠の 20mSv というところで、 聴取不能 が止められるということにはつきまはしては、決してそのままずっと低減努力もせずに放置し続けてよいというものではない。むしろ、達成可能な限り、できるだけ放射線量を低減させる努力をするということが前提であるということ、文部科学省から出てまいりました20mSv に対して意見を申し述べたわけでありまして、なおかつ今後、文部科学省から出てきます2週間に1回以上のモニタリング結果をよく見て、評価をしていきたいと考えております。

○記者 そうすると現時点では、これらの学校で避難する必要はないということでしょうか。

○文科省 そのように判断しております。

○記者 済みません、細野さんがお戻りになられたので細野さんにお伺いしたいんですが、今日、東電の清水社長が原発事故の賠償問題について、震災が免責事由になり得ることがあると思うというようなことをおっしゃっているようなんですが、これについて政府としてどのように考えているか、今時点での考えをお伺いします。

○細野補佐官 済みません、長時間外してしましまして失礼いたしました。ただいま本会議が終わりまして戻ってまいりました。清水社長の発言については承知をしております。

せんの、事実を踏まえずに発言をするのは控えたいと思いますので、その発言に対して
ということではなくて、今の政府の考えを申し上げたいと思います。

今の政府の考え方というのは、この震災、そして津波に関しての 聴取不能 をも
って事業者としての東京電力の責任が免れるという考え方は持っておりません。すなわち、
聴取不能 的な責任は東京電力にあり、当然賠償の責任は 聴取不能 になる。こ
れが政府の考え方であり、以上です。

○記者 松本さんに確認なんです、先ほどの別枠の話な
んですけれども、その考え方のベースなんですけれども、ICRPが2007年の勧告で、緊
急時の被ばくの限度というのを500mSvないし1000mSvという考えを示していて、これ
について文科省の放射線審議会が先月の26日に、ICRPが2007年の勧告で するぐ
らい だから250mSvは十分低いというような声明を出したりしたんですけれども、そ
ういった500mSvとか、1000mSvといったものをベースとして考えていらっしゃるの
枠にしても大丈夫だというお考えなのでしょうか。

○文科省 そういった考え方があるのは承知しています。500mSv以内であれば5年間で
100mSvで、事故時の250mSvでございまして、合計で350mSvでございまして、
現時点でまだそういったところまで踏み込んで考えているというわけではございませんが、
引き続き厚生労働省さんですか、保安院さんと相談させていただきたいと思っております。

○司会 先ほど私は「これを最後に」と言って、まず手を挙げられていた方、多分後ろに
何人かおられました、その方の質問からと思います。どうぞお願いします。

○記者 東電さんにアセス法の適用除外について質問です。災害復旧ということにあては
めて、実際に災害を受けたところは全然違う場所の東京都であるとか千葉県に火力発電
所を建てる上で、環境影響評価の手続を免除するというのを環境省、資源エネルギー庁
に相談をして、厚生局を通してそれが認められたということで、アセス
法の免除は史上、日本で初めてのことで、それに対する責任をどのようにお感じに
なっているかということ、東京都の環境確保条例ということで、窒素酸化物の規制緩和
を要請して認められていますけれども、それについて東京都民に対しておっしゃりたいこ
と。そして、政府の方では、その解釈を認めたからといって、直ちに計画が上がってきた
からといってスルーで認めるわけではないということ、直ちに計画が上っていますけれど
も、そういう理解があるかどうかということをお聞きします。

それから細野補佐官の方ですけれども、是非伺いたいのが、今回の歴史的な事件だと思
いますので、公文書管理法に基づいて関係資料をしっかりと管理・保存していくことが必
要になると思いますが、そのためには、まずきちんと文書をつくるということが必要だと
思われます。リアルタイムでつくられない場合でも、メモ等でもしっかりと公文書として残
していくということが重要であるのではないかと思いますし、重要な会議においては、今
はICレコーダーというものがありますので、音で録音をして、しっかりと意思決

定の経緯を残しておくということが重要ではないか。重要ではないかどころか、法律で求
められているということについての御認識を伺いたいのでよろしくお願いします。

その際に、東電さんの方は、作業員の放射線の被曝についての情報は個人情報にあると
いうようなことを言って、プライバシーに関わるということで公表しないということと言
っているんですが、これは公益情報であり、疫学調査として使われていくべきものだと思
いますので、政府として、これはプライバシー情報ではなく、個人名は勿論要りませ
ん。しかし、だれがどこでどのような作業を何時間していたという記録はしっかりと公文書と
して管理保存していくべきだと思いますが、併せてお願いします。

○司会 済みません、御所属とお名前、聞きましたでしょうか。

○記者 申し訳ございません。

○東電 今回の地震によりまして、いわゆる太平洋側の発電設備が大きく損傷いたしまし
たことから、計画停電ですとか、皆様に非常に御迷惑をかけているということでございま
す。今後の電力の安定供給に向けて、火力発電所等にガスタービン発電機ですとか、
必要な追加の発電設備を建設するという事で、停電のリスクをできるだけ下げたいと考
えております。そのために、通常でありますとアセス法に基づきまして必要な手続を進め
ることが必要でございまして、今回こういった緊急時ということでそういったこと
が許されているということにつきましては、私どもとしては申し訳ないと思っております。

ただ、免除されたからと言って適当なことをやるといわれるというわけではございませ
ん、そういうときに必要な法的手続についてはしっかりとやりやうということ、もう一つ
は、なるべくそういった窒素酸化物ですとか、今後できるだけ少なくするような運転、あ
るいは設備をしていくということに努めてまいりたいと考えております。

○細野補佐官 まず認識として申し上げます、今回のこの事故というものが、日本の歴史
に非常に大きな影響を及ぼすということは、私も非常に強く感じております。したがいま
して、例えば私自身が関わった決定、発言、経緯も含めて、そのすべてについて私自身が
責任から免れることはない、その覚悟で日々仕事に当たっております。

そういった認識を前提に、公文書管理法ですが、法律そのものは私も勿論存じ上げてい
おりますが、今、この法律の解釈で、どういったものがいわゆる保存が義務付けられてい
て、どういったものの記録が義務付けられているか、そのことを問うておられるとすと、
釈を存じ上げません。その法律に基づいてどうかということをお聞きすると、
済みません、そこは十分な論議ができません。ただ、実際に冒頭申し上げたような認識に
立つならば、当然記録はできる限り残していくべきで、これは法律の解釈にかかわらずそ
う思いますので、そういった努力はしていきたいと思えます。

最後に御質問になった、いわゆる線量の線量の問題のプライバシーですが、私も何人働いてい
て、どういう線量を皆さんが蓄積されているのか、それがどういう作業によるものかど
うなことについては重要な情報ですので、東電の方に開示を求めていきたいと思っており
ます。勿論、個別のさまざまなプライバシーに関わる名前であると、そういったことに

については最大限の配慮がなされるべきだと思いますが、公益性の問題とプライバシーの問題を明確に区別ができると、私もそう思います。

○記者 ありがとうございます。今ので質問なんですけれども、開示を求めていくとおっしゃいましたけれども、東電さんの方でしっかりと記録していないということも報道で読んでいます。記録はきちんと一人ひとり個別に毎日やっているんでしょうか。まさか口頭で情報を収集しているというふうなことはないんでしょうかというところが1点。あと細野補佐官に補足ですが、公文書管理法第4条で、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに、当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に後付け、または検証するに資するようというところで文書を作成しなければならぬとなっています。これは民主党が野党だったときに、あえて修正案を提出して通ったもので、民主党が権としてはこれを厳しく運用していく義務があると思われれます。それが補足です。

○東電 東京電力の方から管理方法につきまして御報告させていただきました。3月の地震直後では、一時的に個人の線量計が行き渡らずに代表者が管理していたということがございましたけれども、現時点では一人ひとりに線量計を持っていただいております。そのデータを一台帳に管理をしています。現在はオンラインシステムが動いておりませんけれども、将来的には中央登録センターの方にこの台帳データを移行しまして、しっかりと管理ができる体制が整うと思います。

○司会 では、次の「最後に」と先ほど申し上げて、手を挙げられておった方です。順次、お伺いしたいと思います。

○記者 細野さんと松本さんにお伺いいたします。1Fの吉田所長と面会した原子力専門員の青山繁晴氏によりますと、5号機と6号機ですが、近くにもともとわき水があって、それが原子炉建屋に入ってしまった水となっているということ、原発としてはきれいなわき水なので海に排出したいとしています。そこで質問なんです、政府の意向、統合本部の意向でそれができないということなんです、その事実関係をまず教えてください。それから、もしその排出を認めていないとなれば、そのわき水が現場の作業の障害になっている可能性があると思いますが、認めていない理由を教えてください。

3点目、東京と福島で議論して納得した上で作業が進んでいない状況がわかれば、原因は何かな事象だと思えますが、こうした温度差が現場と生じていることについて、原因は何かと考えられますでしょうか、教えてください。

以上です。

○東電 まず東京電力の方から回答させていただきます。本日お配りさせていただきました。5号機と6号機に付きますけれども、こちらは読んでいただきますと、5号機と6号機につきましてもヨウ素、あるいはセシウムといったものが検出されています。現在きれいなわき水といえますか、地下水でございますけれども、わき出ているところは確かにきれいかもいれませんが、現在地下水のところ、サブドレンとして我々の

ところで回収できている水については放射能を含んでいるということでございますので、このままの形で海洋に放出するという事は難しいと思っております。したがって、一旦仮設タンク等に回収した上できれいにしたあと、その水を処理するというのが妥当だと考えています。

また、本店の方と作業の方のすり合わせがなかなかうまくいかないということを申し上げたことと、ごまかすけれども、私どもとしては現場と本店サイドでよく議論をした上でお互いが納得して仕事を進めていくということと、ごまかすので、そういった当然意見の相違というものがあろうかと思えますけれども、そういった面も議論を通じてお互い納得した上で進めていくと考えています。

○細野補佐官 前段の部分は、私も松本さんと同じ見解でございます。この間、5号機、6号機の水につきましても、通常であれば海に流せるようなものだという議論はいろいろな形で行われてまいりました。ただ、残念ながら放射能による汚染というような、量はそれぞれ程度は違うわけですが、それ以上は、その 聴取不能 についてはやらなければならないと、そういう認識だと承知しております。

現場がこの水の問題で苦労していることは私もよく存じ上げておりますので、その処理の在り方については、再度議論をしっかりと行っていく必要があるのではないかと思っております。

また、東京と福島なんですが、テレビ会議等を通じて、時として見解が相違して議論になることはあります。ただ、それは極めて健全なことだと思えます。当然、本店として、さまざま検討してやろうとしていること、現場の意見が異なることはあるわけですから、そこは徹底的に議論をして、ある程度方向性をお互いに模索をするということは、私は決断して否定されるべきものではないと思っております。

そうした中で私どもも、福島の1Fの皆さんの声というのは非常に大事だと思っております。そして、さまざま個人的な経験も含めて、私どもに現地での経験を見届けていただく方がいらっしゃいますので、その辺はそういう表の議論だけではなくて、さまざまな個人的な声も含めて、そういったものがあれば、それをしっかりと受け止めて、現場の声、ここが一番大事だと思っておりますので、反映していきたいと思えます。

○記者 済みません、あと一点だけ。その吉田所長なんですが、同じ津波が来たら致命的なことになると言っていて、防波堤を急いでつくらないといけないと言っています。その防波堤のための資材なども調達していると聞いているということなんです、その事実関係を教えてください。

○東電 余震に伴います津波によりまして、今回旧作業中でございますけれども、そういった作業の支障、あるいはその被害を再度拡大させたいところがないように、津波対策につきましても喫緊の課題として対応を進めております。防波堤というお話もありましたけれども、まずはある程度の津波を想定した形で、工期の問題もありませんので、土のうといった形で水の侵入を防ぐという方法もあろうかということ、現在その工期の問題、

あるいは手配の関係、スピードといったことから、土のうを選択していることで準備を進めているという段階でございます。

○記者 防波堤ではなく土のうの方を今のところ選択して進めていると。

○東電 工事のスピードという面で、大きな堤防を一からつくるとするのは少し時間がかかる方だと思いますので、喫緊の対策ということについては土のうの方がスピードが速いのではないかと考えています。

○記者 それで現場と了解をしているということですね。

○東電 現場と相談しながら、実際の仕事の進め方を相談させていただいている状況でございます。

○記者 それは政府の指示なんでしょうか。土のうを選択したということは。

○東電 それそのものは政府の指示ではありませんけれども、防波堤をつくるということになると相当の時間がかかります。いつ、どれぐらいの規模の津波が来るか、これは完全に予測することは難しいわけですから、土のうという方法も含めて、大きな津波が来ても作業を継続できるような環境を整えるさまざまな手段を用意しているという状況です。まだ整理できていないところがありますが、できれば一度、津波や地震について、こういう準備をしているということについては、折りを見て皆さんにまた御報告申し上げたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 後ろの方で、もう一度一巡したいと思えますので、質問される方は、では順番に、前の方。

それでは、もう一度一巡したいと思えますので、質問される方は、では順番に、前の方。あとは後ろにまいりますので。

○記者 細野さんには直接御担当じゃないかもしれないんですが、定期点検中の浜岡原発について、中部電力が保安院の評価が終わる前に、7月に運転を再開させると今日発表されたようなんですけれども、そのことについて、細野さんに御意見を伺います。

○細野補佐官 3号機の点検中でこういう事態が生じているわけですから、さまざまな配慮と対応も当然必要だと思っておりますので、それを判断するのは中部電力ではなくて保安院がやるものだと思います。

○司会 では、後ろ。

○記者 よろしくお願ひいたします。

細野さんにお尋ねしたいんですが、環境モニタリング調査で広範にわたって人がいまして、今日もこういう資料を配付していただいているんですけれども、昨日細野さんがモニタリング調査に対します意気込みを語られておりまして、ちょっとお尋ねさせていただきます。どの資料も重要だと考えたいのですが、恐らく一般の方が見ると、現状ではなかなか資料の意味が伝わらないと思うんです。経路上、細野さんはよく御存じだと思いますけれども、調査という手段が目的化してしまう懸念も持っております。今後事故

調査委員会などで報告書も作成されると思いますが、やはり早めに言わせていただきたいのですけれども、最低限やはり、個々のモニタリング調査の目的とか、それぞれの調査結果が何に活用されるかというのは、資料に一文でも記載していただくか、あるいは資料上、整理上問題があるとしたら、インデックスの中にデータの使用目的を書いていただくだけで、相当調査の効果というか理解につながると思うんですけども、それを検討していただきたいのですがいかがでしょうか。

○細野補佐官 モニタリングの結果を皆さんにわかりやすく見ていただくというのは大変重要なことですので、何らかの改善ができないかどうか、そこは検討してみたいと思います。ただ、我々も決して単に漫然と出しているわけではないので、やはり地図の形で、マップで出すのが一番わかりやすいだろうと考えまして、定期的にはこうしたデータを集約して、汚染マップをつくって出しておきますね。できればこれを、いわゆる空中だけでなく路上、海路にも広げていきたいと思っておりますので、それを出す手段として日々、若干見にくいかもしれませんが、個別のデータをこうして取っていくということだと思っております。

○記者 昨日と全く同じなんですけれども、そういう説明だと非常にわかりやすいんですが、つまり、全体と個々との関係がいつもわからななんです。なので、そこを今、まさに細野さんがおっしゃったようなことを、ストラクチャーと言いますが、それがわかるようになったら大変ありがたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○細野補佐官 わかりました。工夫をしてみます。ありがとうございます。

○司会 隣の方。

○記者

先ほどの情報公開の在り方について追加というか、過去にさかのぼる話なんですが、4月の頭に原子炉等規制法64の適用で汚染水の放出をされたのですが、これの詳しい経緯に関して、幾つかの質問を東電側に渡しているのですが、答えが返ってきていません。これに関しては統合本部の方では、そういった疑問が記者の方から出ているということは認識されていますでしょうか。

○細野補佐官 済みません。質問文は拝見をしておりますけれども、汚染水の排水が大変大きな国際的にも議論になったことは承知をしておりますので、そういう御質問が御座るといことは当然だと思えます。

○記者 これは実際海外の方からもかなり注目されているものでもあり、これの詳しい経緯というのを開示するというお考えはあるのでしょうか。

○細野補佐官 御質問をいただいた折りに私もしかり考えたいと思えます。

○記者 それの関係ですが、以前東京電力の方に、先ほどの個人の線量も含めてですが、どの会社になどという契約、どういう発注の仕方をしているか、いつごろ発注していつごろ納品予定なのかというふうなものを開示してほしいというお願ひをしたら、会社名は私契約なので開示できないという答えがあったので、開示するかしないかという判断をだれがしているのかという話になったときに、東京電力の方からは、東京電力の方で出すか出さない

かを判断している。そのことに関しては、出す出さないの判断をした後に上野方に、統合本部の方に上げていくというお話だったんですが、こちらからの質問に関しては、とりあえず東電の方で答えるか答えないかを判断しているということで、順番としてはそういうことになっているということよりよろしいでしょうか。

○細野補佐官 個別の経緯は私も存じ上げないので、御質問いただいたように1つずつできるだけ誠実に対応したいと思っています。通常時であれば、民間同士の契約を1つずつ公開することは難しいと思うんですが、こういう大きな事故が発生しているわけですから、事故の原因に直接関わるようなもので国民に開示をすべきものがあるれば、それは企業同士の契約にも公開すべきケースはあり得ると思います。それは私自身もそういう御質問があれば、それに対してできる限りの対応をしていきたいと思えます。

○記者 今、私がお願いしたこと、先ほどの64条の適用を含めて、もう一度改めて質問文を出させていただけますので、目を通していただければと思います。

○細野補佐官 わかりました。さん、御質問いただいたものはきちんと拝見しますけれども、皆さんがそれぞれ紙で出してそれに回答するということになる、なかなか難しい問題もあるものですから、今回のものは拝見をいたしますけれども、できればここでのやりとりで疑問に思われる点を御質問いただくというのをベースにさせていただければ幸いです。

○司会 それでは、一番前の方。

○記者 先ほど西山さんがおっしゃったことで、今回のことはどう考えても想定外の地震に襲われてこういう事態に陥っているとおっしゃいましたけれども、いまだに今回の出来事というのは想定外のことか原因だとお考えなのでしょうか。大分いろいろな指摘が今までもたくさんあったということは既に明らかになっておりますけれども、それでもなお、今回の事態は想定外のことか原因だということですか。

○西山審議官 その想定外のことか原因だのとどう対応するかをあらかじめ考えておくべきだということとは別に、この地震自体を、あるいはこの大きな津波を予測できなかったかということについては、国全体の見解ではないと思えますけれども、私自身の見解は想定外だっただけです。ただ、そのときに、そういうものに襲われても挽回する手だてということはあるわけですね。そういうことをやっておく必要があったかどうかというのは、また別の判断があったと思えます。

○記者 別の判断ということではどうですか。今の時点では、西山さん自身はこれはまあ良かったということですか。

○西山審議官 そうですね。今まさに、深く反省して願っています。もう一度、深く反省して願っています。もう一度、深く反省して願っています。

○記者 そうすると、それを十分チェックできなかった保安院の責任というのはどういふふうに考えていらっしゃいますか。

○西山審議官 それは保安院にも一定の責任はあると思います。

○記者 その一定のというのはどういうふうにとらえたらいいんでしょうか。物すごく責任を感じていらっしゃるのか、今のお話だとそうでもないような感じがするんですけども。

○西山審議官 それは、非常に責任を感じているということと間違いないと思います。

○記者 保安院の方たちは、その責任をどういふふうに表示されるんでしょう。

○西山審議官 まず今、次の事態をまずは防ぐ、今、まさに細野補佐官がおっしゃったように聴取不能 になっておられて、この事態を取めることについて、我々も最大限の協力をすることか、まず第一歩です。それから、今、動いている発電所もあります。これから動かそうと思っている発電所、少なくとも電力会社の方として動かそうと思っている発電所もあるわけですから、そういうことについてどう対応すればいいかということも考えて手を打っているわけです。

○記者 今まで電力会社の言うことを余りにものみにし過ぎていたという反省はあるんでしょうか。

○西山審議官 電力会社の言うことをうのみにしていたということは、私自身はないと思っています。

○記者 そういう面での反省は今のところはないということですか。

○西山審議官 そこは。

○記者 では、厳しくチェックできなかったのはなぜなのでしょう。

○西山審議官 我々は今までの知見に基づいては厳しくチェックしていたと思っています。

○記者 では、保安院も認識が甘かったということでしょうか。

○西山審議官 それは、そういうことになるとは思いません。

○記者 わかりました。細野さんがいらっしやらなかった間に、幾つかのことが出てきたわけですが、1つは子どもの問題について、昨日安全委員会の方からお話があった、聴取不能 2人の専門家の話ということで決めたということで、実はその専門家の1人が、自分はこれには賛成ではなかったということをはっきりおっしゃっていました。そういうようなことや、あるいは海外で放射線関係の専門家のお医者さんがこれを引き上げ、20ミリというのは高過ぎるのではないかと、いろいろな指摘もされているという報道もあります。

○記者 そういうことを踏まえて、いろいろ先ほどから伺っているわけですが、文科省はモニタリングをやって、1学期様子を見ているような感じで、見ていると対応が非常にゆっくりな感じがするんですけども、それについてもう少し対応を急ぐように働きかけるとか、何らかされたいことは考えていらっしやらないでしょうか。

○細野補佐官 年間20mSvという基準自体は 聴取不能 本部の方で決めました。安全委員会の諮問を受けて、提案を受けて決めたということですが、下水 としては適正な数値であろうと思っております。

ただ、現実問題として通っておられるお子さんや親御さんがおいでです不安を持っておられて、郡山の方では既にアクションを起こしているということですので、昨日も同じこと

を申し上げましたけれども、そういうことをしっかりと踏まえて政府として対応が必要だ
と思います。

今日の時点でこれができるということを、すぐには申し上げられませんが、政府
内でもいろいろなさっていることを受け止めて、やれることは何かという検討が急ピッチで
進んでいることだけは申し上げておきたいと思えます。

○記者 先ほど伺っている、安全委員会の方にモニタリングの結果がまだ受け取ってい
ないとおっしゃっているんですね。そういうのを見ていると非常にまどろっこしい感じが
するんですけども、もうちょっとそういう対応を、あるいは検討のスピードをアップす
るということを是非働きかけていただきたいと思います。

○細野補佐官 この場所かどうかは別にして、しっかりと対応を報告できるのではないかと
いうことです。

○記者 東京電力さん、今すぐお答えいただくとするのは難しいかもしれませんが、明日
でちょうど50日になるわけです。今回の対応で、つまり、この事故を抑えるためにはいろ
いろなものを投入されたり、海外からも協力してもらったりしていると思うんですけど
も、大体お金は幾らかかっているのか。あるいは、工程表どおりにやるためには幾らぐら
いかかりそうなのかということをごできれば出していただきたいと思います。可能でしょ
うか。

○東電 どういうことかとお答えできるかも含めまして、検討させていただきます。

○司会 では、その段の前の方は最後ということで、その後、後ろの方にまいりますので。

○記者 東京電力の方にお伺いしたいんですけども、余震への
備えは待たなさんですが、先ほどのように土のうはどこに、いつごろを目途に、どの
程度やろうとしているのかお伺いしたいんです。

○東電 まだ詳細なものについては検討中でございますけれども、場所につきましては現
在、発電所で申し上げますと南側の集中廃棄物処理施設の方が、今、高レベルの汚染水等
の保管等もやっておりますので、南側のエリアに関しまして、そちらの方を優先的に、い
わゆる津波対策というものを考えております。

○記者 どの程度やるかというのはいかがでしょうか。

○東電 どのようなスペースを考えているかにつきましては、確認次第回答させていた
きたいと思います。

○記者 並行して防波堤は整備しないということよりよろしいでしょうか。

○東電 並行して防波堤の設計を進めておりますけれども、現時点では工期の関係上、先
にできるのは土のうだと考えています。

○記者 作業員の件ですけれども、OBなどの人材活用を検討されていると思うんですが、
どんな人たちにどういう待遇で協力を求めていくのでしょうか。

○東電 まだ、そういうった待遇関係につきましては、まだ詳細は煮詰まっております。

○記者 どういう方に協力を。

○東電 まずは、一応福島第一で働いたことがあるということ、経験があるということ
で条件としては考えたいと思っています。

○司会 それでは後ろの方の席で最後ということで、何人ぐらいおられますか。お1人で
すか。では、一番壁際の方。

○記者 おとといぐらひの会見で個人線量計が4月1
日まで、要は20日間近く不足していたということが明らかになったんですけども、個人
線量計が不足していて、現場に出る人が放射線計をつけないのか、作業せざるを得ない状
況になったときに、政府としてはいつ把握されたんですか。

○細野補佐官 政府としてというよりは、私ということでも申し上げますと、まさにその
前後で線量計が本当に足りているのかというやりとりをして、足りていないということ
海外からも含めて、福島第一に送るのかということについて、ちょっと済みません、今
に残っております。それが何日だったのかということについて、足りていないのが記憶に鮮明
すぐに日にちを思い出すことができますので、できれば確認してみたいと思います。

○記者 東電は、現場の作業の透明性については、放射線管理官ということで、すべて政府
の方とながっている、全部逐一報告して、現場でわかるはずという解釈ですね。なので、
もし 聴取不能 別の放射線の経緯がわかっていないのだったら、そんなことは最初
から本当にわかっていないんです。それがわからなかったというのは、恐らく放射線管理
官の数が足りない、あるいは夜間のシフトが足りない。つまり、東電は未明とが夜間とか、
さまざまな重要な作業をこれまで行ってきまして、そういうことも含めてきちんとし
たチェックができなかったから今のような4月1日前後になって、個人線量計が足りない
ということ、政府として働きかけることができるかという事態が来ているんだと思っ
てですけども、その点について何か改善はされていますか。

○細野補佐官 4月1日の時点というのは率直に言って、まだ現場の状況は相当厳しい状
況にいたったというふうに、私の方も認識をしております。ただ、厳しい環境下にあつて
も線量計をしっかり個人で持って、当然どれぐらいになるのかということについて 聴
取不能 するのかなり基礎的なレベルの話ですので、それが行き届いていなかったと
いうことについては、東京電力にも当然これは、厳しい状況とはいっても反省をしてもら
わなければならぬし、それをきっちりチェックができていないかと思えます。
の在り方もしっかりと検証していかねばならないと思えます。

今はどうかということについては、そこは何度も確認をしておりますので、1人1つずつ
行き届いて、そして確認もずつとしてつけているということでございますので、当時のよ
うな状況はもう全くないと思っております。

○記者 私が聞いたのは線量計のことだけではなくて、現場の状況というのが政府が十分
に把握できるような状況に今、あるかどうか。例えば管理官の数が足りているのか、シ
フトも夜中もちゃんとだれかが残ってチェックができるような数になっているのか、そうい
うことを伺ったつもりです。

○西山審議官 今、原子力安全・保安院の保安検査官が、少なくとも2人が現地におりますので、その保安官たちが現地で見るようになっております。

○記者 2人というのはどういう仕事なんですか。1人になったときとか、ゼロになったときとか、その辺はどうでしょうか。

○西山審議官 基本的には2人が常にいるようにローテーションを組むという意味で理解しております。

○記者 ありがとうございました。それではもう1点、別の質問ですが、現場の吉田所長の方が、自分たちはできる限りのことはしたいと、ただし、9か月以内という目標を達成するためには世界、あるいは日本の聴取不能が必要であるということをはっきりと吐露されておりました。

そのことに従うならば、むしろ現場では足りないこと、現在ではまだ十分な対応が確立していない部分こそ明らかにして、できていない部分こそ明らかにして、この現場がどうなのかということの世界に知恵を求めるときではないかと思うんです。なぜかという、原発に関わることでなくて、いろいろな形で関わる。ロボットの何が何か直ちに使えるかもしれない。そういうこともあるので、むしろできていない部分こそ明らかにしていくべきだと思っております。その辺の考えを細野さんにお聞きしたいです。

○細野補佐官 吉田所長の言葉のとおりだと思います。私どもも、むしろいいところや進捗したところだけじゃなくて、問題点もあればそれをすべて明らかにするという姿勢をおりますし、こういう記者会見の場所も含めてどこが足りないのかということも、これも包み隠さず徹底して明らかにすることによって、また新しいさまざまな知恵が出てくることも期待したいと思います。

吉田所長の言葉でございませう。現場で足りていないものは一体なのかという点については確認してみたいと思います。

○記者 そうであれば、工程表の詳細というものを明らかにしていただきたいと思います。これは、聴取不能 今結構です。

3点目は、先ほど原子力安全委員会の方が20mSvの件について校庭のモニタリングをしに行くということでありませうけれども、専門家であれば、いつの時点でその20mSvが何mSvになっていないと危険だとか、そういう一定の基準というものをつくった上で、そういうアドバイスをするとかというのは、それこそが専門家に課せられている課題といたしまさか、専門家を発揮できる場所だと思っております。単に今、20mSvでOKです、しばらく様子を見ましょうと、それでは専門家として十分な役割を果たしているとはとても思えないんですけれども、そのような知見をできるだけ早く確立して、そういう指導をすべきだと、政府の方から言うていただけないでしょうか。これも補佐官に質問です。

○細野補佐官 原子力安全委員会というのは極めて独立性の高い、私のような政府に入っ

ている人間が余り口を挟むことが本来あるべきではない組織でございますので、そこは安全委員会の言うことは1つの見解として、しっかり私どもとしては受け止めていきたいと思っております。ただ、その一方で、モニタリングをするということとまた離れて、私は政府としてやれることがあるのではないかと思っております。それは具体的には、ここではなかなかすべてお話しできる段階ではありませぬけれども、単に数字の推移を見るだけではなくて、どうすればより安全な場所というふうに皆さんに認識していただけるのかどうか、いろいろな方法がないか、今、急ピッチで検証しているところでございます。私どもの方でできれば役割を果たしていきたいと考えています。

○記者 あと1点、20mSvという聴取不能の解釈について、1～20mSvというバンドの解釈について、安全委員会の方が言われているような安全だという解釈ではないという話があるところとされている中で不安を募らせているわけですから、安全委員会の担当者の方がこういう場に来て、どういう判断、どういう知見に基づいて20mSvを現在の聴取不能 ということを説明していただくということが、父兄の今の安心を、ちゃんと安心できるようにする唯一の方法かと思うんですけれども、そのような場を持っていただくようなことを補佐官の方から話していただけないでしょうか。あるいは要請をいただけないでしょうか。

○細野補佐官 できればそういう場面もという思いは個人的には持ちますが、再三申し上げて恐縮なんですけど、原子力安全委員会という独立性の高い機関があり、班委員長を筆頭に、会議をするときにはすべて情報公開をして、そこで見解を出す。それであるというのが原子力安全委員長の見解でございますので、それ以上私は立ち入ることができないというのを御理解をいただきたいと思っております。

○記者 その答えだとすると、結局20mSvの点については、きちんとした検討をされたということと委員会で、議事録で報告されたいといけないということですね。どういう知見に基づいて、どういう判断をして、どういう判断理由があって、どういう面があって許可に至ったかというふうな議事録がないわけですから、今のお答えだと全く納得いかないんですけれども。

○細野補佐官 今の安全委員会のいろいろな意思決定のプロセスについての御意見は、行政の仕組みそのものに対する御意見というふうにも取れると思うんですね。つまり、保安院という経済産業省の下にある組織がチエックをしていて、一方で、政府の中でいうと第三者機能的な立ちよつと離れたところに安全委員会がある。そこについては政治的な組みがひとまず働かないと、そういう組織になっております。こういう組織を前提とする中で、なかなか十分手の届かないところがあるとするれば、それは制度そのものを改めていくということしかないだろうと言えらると思っております。

私は今のこの制度の中で、とにかく最大限情報公開をして、皆さんに説明をする努力をしていきたいと思っております。制度は変えるべきだと思いますが、今すぐに変えられないので、私が今、まさにここでできることは何かと言え、先ほど申し上げたような、こ

ういう場面を使うことで最大限の情報開示をするということでございます。

済みません。くどくなりました。

○司会 どうもありがとうございます。

では、挙手されているんでしょうか。お二人で最後ということで、男性の方と、前の女性の方。

○記者 情報公開ですか、透明性の観点からこういう会見をされるというのはすごくいいことだと思っております。一方で今、事態の収束が急がれている中で、当事者であるとか、事業者であるとか、規制当局であるとか、統合本部の重要なメンバーが、これだけの時間出いらっしやることというのは、事態の収束に関して議論すべきこととか、いろいろ判断しなければいけないことがある中で支障が出ていないのかというのが心配なんですけれども、その辺は皆さんにお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○細野補佐官 それは私が答えるべき趣旨の問題だと思っておりますので申し上げます。連日4時間ぐらいいやっております。今日もまもなく4時間になるうとしていっているわけですが、こういった間にも勿論、毎日さまざまな調整や意思決定をしていかなければなりません。恐らく全員そうではないかもしれませんが、そういうことだと思えます。

ですから、もう少し短い時間でコンパクトにできる方法があれば皆さんの協力をいただいでやる必要もあるかと思っております。ただ、申し上げたいことは、情報の皆さんへの伝え方を変えたわけですから、つまり、これまでばらばらでやっていて、いろいろな意味で皆さんに誤解を与えたりしている部分があった、こうして一堂に会してそれぞれの立場でしっかり皆さんに伝えるということをやった。この意味は私は小さくないと思っております。勿論事態の收拾も大事だけれども、事実を国民の皆さんにしっかりと伝えて、いい部分も悪い部分もわかっていたらいいので、できれば国民の皆さんのしっかりとした後押しを受けるといのが私どもの姿勢でございます。いろいろな状況によって、日々会員の仕方などについては若干変わる可能性はありますけれども、基本的にはこうしたやり方をこれからも続けていきたいと、そのように思っております。

○司会 よろしいでしょうか。では最後ということで、前の女性。

○記者 何度も済みません、最後です。

先ほどの件と関連するんですが、疫学調査が平成2年から科学技術庁の委託調査ということで、放射性影響協会という財団法人で分厚い報告書を出しているという点は先ほど細野さんがいらっしやらないときに指摘をさせていただいたところ、安全委員会の方では、それを委員たちに提示していないということで、その20mSvを決めた段階で、成人の労働者の作業の方々がどのぐらいの放射線を記録したときに、どういった病気を発症しているかということすら知らずに判断されている可能性があると思いますので、その点を今すぐ認識しておいていただきたいことと、先ほど補度を変えたいというようなおつしやられまし

たが、制度を変える前に人間を代えるということもできると思っていますので、このような事態です。内部被曝であるとか、外部被曝、あるいはα線とかγ線であるとか、そういった放射線の健康被害について非常に詳しい人を集中的に選任して委員をかえるというようなことも検討されてはいかがでしょうか。

○安全委員会 安全委員会でございますが、細野補佐官がお答えになる前に、前回事実関係を確認しましたら、昨年の9月に報告書は安全委員会に届いておりまして、安全委員会の中でその報告書を見ておられるという状況でございます。失礼しました。

○記者 そうすると、先ほど指摘しましたように、過去18歳から9年間働いていらつした方が白血病にかかって亡くなったというときのレベルは、年間5mSv ちよつとで、全体で50mSv程度であったということも御存じの上で、子どもは年間に20mSvで大丈夫だということと、その委員の人たちは学校の指標を判断基準として与えたということでしょうか。

○安全委員会 ここまで詳細には、そういう経緯で今回の文部科学省から来た20mSvについて意見を求めたということではないかと思っております。そういういろいろな知見を総合的に勘案して20mSvについて判断をしたということでもあります。

○細野補佐官 私、この疫学的調査というのをまだ見ておりませんが、まず私自身が見ておかないと。その上で、こういう健康被害に関わることにについては、専門家は安全委員会にも勿論いるわけですが、それ以外にも政府のさまざまなアドバイザーをできる立場に活動をしていただいているわけですが、まずこれをしっかりと見ていただいで、何らかの判断というのはあるかどうか、そこを至急確認してみたいと思えます。

○記者 本日に最後です。今、言った疫学調査は、簡略化した数枚のものを、どうも昨日、厚生労働省の記者クラブの方で勉強会という形で記者には提示をされているようですが、それについて報じているマスコミがまだいません。私も今日これからそれをいただくわけですが、厚生労働省のホームページで公表すべき資料だと思いますので、そのように厚生労働大臣の方にも伝えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○細野補佐官 私もずっと全部担当するわけにはいかないんですが、まず見てみます。それで、もしこれがホームページに公開する情報だと私が思った場合には、その判断は伝えたいと思えます。

○司会 どうもありがとうございます。それでは、これで質疑は終わりということにさせていただきます。

東京電力の方から本日の作業結果を御報告いたします。

○東電 手短かに御報告させていただきます。

まず原子炉への注水の状況でございますけれども、本日18時の時点で、1号機が10m³/h、2号機が7、3号機が6.8という段階でございます。

1号機につきましては評価を行った結果、明日の午前10時まで、このまま10m³/hで注水を続けるということとでございます。ただし、ドライウェルの圧力が、いわゆる外気圧を

下回る可能性ということで、0.11MPaを下回りそうということであれば、再度評価会議を行って判断することとさせていただきます。現在、ドライウエルの圧力の低下傾向は緩慢になっておりまして、もうすぐ安定してくるのではないかと考えています。

1号機の窒素封入でございませうけれども、11時現在で、封入量は13,900 m³、格納器の圧力は121.1kPaでございませう。

使用済み燃料プールへの放水・注水の状況でございませうけれども、本日4月28日は2号機に対して足して48tの実績でございませう。

先ほど4号機の使用済み燃料プールに關しまして幾つか御質問がありましたけれども、水位低下を測定した時刻は昨日の15時24分から本日の11時54分でございます。こちらに關しましては20時間と28分でございます。水位の低下量は850mmでございます。こちらに關しましては、温度の状況といたしまして約70℃でございます。それから、4号機に關しましては、情報が1つございませうけれども、4号機に關しましては、本日10時55分から12時07分にかけまして、使用済み燃料プールの水をサンプリングいたしました。こちらに關しましては分析をいたしました。いろんな各種があるのかということとを分析することとが1点。もう一つは、アームの先端につけておりますカメラに關しまして、耐熱仕様が50℃でございますけれども、一時的に少し浸けて中を除いてみたということをやっております。詳細については、後ほどとりまて皆様の方に御連絡したいと思っておりますが、現時点では、まだ映像分析は確認できておりませう。

それから、タービン建屋のたまり水の移送でございませうけれども、本日の18時現在で、プロセス収集 建屋の水位は1,108mm、朝の7時から上昇量といたしましては53mmという状況でございます。

ポンプの輸送量といたしましては、18時現在で2,240m³という段階でございます。一方、トレンチの水位、それからタービン建屋の水位につきましては、朝の場面から変化はなしということでございます。

飛散防止剤の散布でございませうけれども、本日は有人によりまして散布を10時30分から12時にかけてまして、5号機の山側に關しまして約4,540m²に對しまして、使用料といたしましては1万5,000でございます。クローラダンプに關しましては、今回は使用しておりませう。

明日の予定でございませうけれども、有人に關しましては同じく5号機の山側に對しまして4,000m²、無人のクローラダンプに關しましては、4号機のタービン建屋の東側、約7,000m²に對しまして実施する予定でございます。

リモートコントロールによりまして瓦れきの撤去作業につきましては、本日3号機の原子炉建屋西側と南側で作業をいたしまして、コンテナ4個を回収しております。累計といたしましては68個になります。

それから、この情報でございませうけれども、本日18時28分ごろ、福島県沖でマグニチュード5.7の地震がございました。浜通りで震度4でございましたけれども、窒素封入の状

態、1号機から3号機の注水の状態、作業員の安全面については全く異常はございませんでした。

それから、さんの方から問い合わせがあった件でございますけれども、本日当社から国土交通省様と東日本高速道路様の方に、常磐道の広野—富岡間の早期復旧のお願いをさせていただいたということがございます。

私からは以上でございます。

○司会 どうもありがとうございます。

以上をもちまして、今日の記者会見を終わりにさせていただきますと思います。

次回の予定でございますけれども、明日から休みということもございませうので、2日に1回という形で明日はお休みさせていただきます。詳細につきましてはまた別途、登録いただいたメールの方で御連絡させていただきますと思っております。

○記者 済みませう。明日はなしということは、個別の会見はあったりするものなんでしょうか。

○司会 個別のところは、恐らく個別のところからの御連絡とおうことになろうと思っております。ここにいる、それぞれ保安院なり東電さん、文科省さん、安全委員会の方はそれぞれの御対応で。

○記者 やられるかどうか今、確認したいんですが。

○司会 保安院は明日はやりませう。

○記者 朝、夕。

○司会 夕方を今、考えております。

○東電 東京電力といたしましては、明日の10時半ごろを目途に、11時からかもしませうけれども、通常どおり午前の御説明と夕方の御説明をさせていただきます予定でございます。夕方の会見につきましては、時刻はまた別途御案内させていただきますと思います。

○安全委員会 原子力安全委員会は明日は予定してございませう。環境モニタリングの評価については、あさつてまて説明させていただきますと思っております。

○文科省 文部科学省も原子力の方の關係ということでは予定してございませう。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、どうも大変ありがとうございました。